

全国の就労継続支援B型事業所において「目標工賃達成加算」を取得している事業所は全体の36,1%（平成25年12月国保連データ）だそうであり、全国のB型事業所平均工賃額の中で1位とされている福井県でも前記加算取得率は43,9%（平成25年度B型平均月額賃金実績・平成26年11月25日福井県発表より算出）に留まっています。県が目標工賃としている3万円以上の事業所は5事業所（9%弱）しかない状況で、目標を立てて実績を上げている事業所はいまだ少ないといえるでしょう。しかしながら、

- ① 工賃向上で障害者支援に弾みをつけたいと考えている事業所や、
- ② 障害福祉サービス事業所を利用する障害者の方はよく頑張っており、まして支援スタッフも、より以上に真剣に取り組んでいるがなかなか工賃向上実績に結び付かない等の悩みに直面している事業所が多いのも現状であります。

全国社会就労センター協議会傘下事業所の30年来の悲願とされていた「優先調達推進法」が平成25年度4月によりやく施行され、施行2年目となる平成26年度には、各都道府県や市町村において調達推進のための方針等が100%整備となるどころが増えてきています。しかし実績となると、法律の効果が感じられないといった現場の声が実感でしょう。

ではどのようにしてこの「優先調達推進法」を追い風に、地方公共団体の役務や商品購入等の官公儒を活用し、工賃アップにつながる売上を目指すのか、事例を参考にその在り方を模索してみましょう。

調達方針がほぼ示されたとはいえ、地方公共団体の中での認知度はあまりないのが現実で、障害者関係の主管課のみといっても過言ではありません。また、営業に出かけたときに、「就労センターでは、どんな役務が可能か。どのような物品なら調達できるのか教えてほしい」などとよく聞かれた質問です。これは、お客様である地方公共団体様と販売者である社会就労センターが互いに理解できていないのが原因でもあります。法律の後押しがあるとはいえ、理解を求める営業努力はやはり第一歩と言えるのではないのでしょうか。

法律の施行後すぐに、越前市では、社会福祉課の協力を得て市庁内の各課長会と部長会に貴重な時間を頂き、障害者の社会就労についての現状と課題を説明する機会を得ました。以後課長会や部長会からの提案等もいただけるよう営業努力も重ねました。お陰様でそれまでの作業として実績のある役務作業や製造している商品受注だけでなく、思いもつかない方面からの役務作業等を頂けるようになりました。平成26年度に入り、新たな役務等として、市内全域公民館への小型家電の回収作業・菊人形菊畑の管理草取り・加古サトシ絵本館でのグッズ販売や絵本キャラクターの商品開発販売・コウノトリの里見学者駐車場管理・各選挙弁当等の受注を市内就労事業所いくつかでシェアする共同受注として取組むことになりました。これらは、市内就労センター事業所として実施する初めての作業であり、不安と共に事業所間の各調整等大変なこともあります。結果として工賃向上の一助となっていきました。

現在、福井県セルフ振興センターを中心に進めている福井国体への商品・役務開発も、越前市においては国体が開かれる2018年までの準備としての役務や係員のユニホーム供与についての見積り等が進行中であり、優先調達推進法の後押しによる作業の掘り起しが少しずつ功を奏しているところです。

また、越前市との営業共通窓口として、3年前から市町版のセルフ振興センターを設置してきた経緯も、市町と就労事業所との相互理解や営業に大きな役割を果たしてきたことも特筆しなければなりません。市町にしてみれば、多くの事業所がどういった作業状況であるのか、あるいはその程度如何は？等と人事異動を伴う市町では常に把握することはできないことから、市町の規模にあった社会就労事業所との繋ぎ役としては必要不可欠な窓口であるのかもしれない。

優先調達推進法が施行され3年目となる平成27年度は、社会就労センターとして更に法の目指すべきところを理解し、理念を汲取るなどを行い、工賃向上へ向けた仕組みを構築すると共に、苦手といわれる営業であってもその努力を重ね、実績を残さなければならない年にしなければなりません。課題は多くとも、利用者の経済的基盤を築くための工賃向上を、心折れることなく、協議会が一丸となりあくなき挑戦を続けたいものです。